

風俗行政研究会報告書に盛り込むべき事項（案）

第1 検討に当たっての視点

規制の見直しの基本的な方向性

地域住民の平穏な生活環境、地域の治安、少年の健全育成等との関係

第2 4号営業に係る規制の見直し

1 規制の趣旨と現状

2 見直しの考え方

問題のある営業が出現した場合の措置

関係団体による自主的活動への支援の在り方

第3 3号営業に係る規制の見直し

1 規制の趣旨と現状

2 見直しの考え方

営業時間の見直し

営業の形態に応じた規制の在り方（不適合者の排除、営業地域の制限、
年少者の立入の制限、客による迷惑行為の防止等）

繁華街・歓楽街対策

第4 1号営業及び2号営業に係る規制の見直し

1 規制の趣旨と現状

2 見直しの考え方

第5 その他

第二回風俗行政研究会（平成26年7月30日開催）

ヒアリング団体意見（要旨）

3号営業団体等

【クラブとクラブカルチャーを守る会】

東京オリンピックに向けて、エンターテインメントの充実等により、海外観光客の流入増を図るためには、通常のレストラン等でもダンスができるようにすべき。

現在は、多様なダンスミュージック関連営業があり、ダンスと飲食を組み合わせた営業形態としては、ナイトクラブ、音楽バー、音楽レストラン、非常態ダンス飲食営業が考えられる。

画一的に規制するのではなく、営業に伴うリスクが低い形態から高い形態まで、段階的な規制を可能にする法改正が必要。

クラブ業界に関してはいろいろな問題があるので、営業内容の改善に努めなければならないと自覚している。また、PLAYCOOLというキャンペーンを展開し、飲み過ぎない、クラブの外に出たら騒がないといった客のマナー向上を図っている。

【日本ナイトクラブ協会】

当協会の加盟事業者は安全な営業のために非常にコストをかけており、モラルの低い事業者が問題を起こすことは脅威。そのため、ある一定の規制というのは当然必要。

営業時間規制を緩和し、早朝までの営業を可能にしてほしい。まちづくりという点からは、23時や24時以降のエンターテインメントのハードウェアとしてナイトクラブが機能しており、利用者のニーズも高い。また、防犯上の点からも、今までは法律上の時間外営業のため警察と連携が取れなかったが、警察へ連絡しやすくなることで利用者にも資する。

改正により、今まで事業者が独自に処理していた問題が顕在化することによって、住民や警察と一緒に対策が立てられるようになる。また、実態としてクラブとして営業しているところが許可を取得し、協会に加盟することによって、自主規制基準を守り、警察から顔が見える営業ができるようになる。

協会としても、未成年者の深夜立入禁止等の自主規制基準を遵守徹底していく。

【日本音楽バー協会】

音楽バーやライブハウス等は、通常ダンスをさせることを想定していないが、客が音楽に合わせて体を動かすこともあり、風営法に抵触する可能性を否定できない。現行法のダンスの定義があいまいなため、店舗側では判断に迷う。法改正により、ダンス営業規制、営業時間規制が撤廃されれば、グレーゾーンがなくなるので、健全な営業が可能となり、音楽業界は大きく発展する。

音楽バーはクラブのようなダンスフロアを設けておらず、面積要件を満たしていない店舗が多いため、3号許可を取得できない。

法改正により、深夜におけるダンスを伴う営業の立地規制を大繁華街のうちの指定した地域のみ可とすると、地方都市では、事実上営業を行う道が断たれてしまうので、過度な立地規制とならないようにするべき。

深夜における遊興が解禁された場合でも、遊興という概念は、ダンス以上に広範かつあいまいであるため、その内容が不明確なままでは、現行法以上に事業者が判断するのは困難。また、遊興という概念は、多くの業態に影響してくるので、関係者から広く意見を聴取した上で慎重に対応するべき。

【西日本クラブ協会】

ダンス営業と言ってもいろいろな営業があり、全てが同じ条件の下で規制されているのは疑問。ダンスという一括りではなく、営業形態で区分けして、実態に応じた規制を検討するべき。

法改正により、現行法の基準（構造要件、立地規制、照度規制等）を上回るような規制強化にならないよう要望する。

営業時間に関しては、深夜営業のニーズは高く、時間規制を回避するために無許可で営業する事業者も存在する。そのため、トラブルが発生したときに、警察を呼ぶことができない状況であり、規制を緩和し、朝までの営業を認めてもらいたい。

【Let's DANCE法律家の会・署名推進委員会】

ダンス、音楽に関わる営業は非常に多種多様であり、ダンス営業という規制基準は規制対象の範囲があいまいで、行政や事業者に無用の混乱を生じさせている時代遅れの規制である。ダンス営業規制を風営法から削除することを求める。

立地規制、面積要件の規制緩和が限定的になれば、逆にグレーな営業等が拡大するおそれがあるので、過度な規制とならないようにするべき。

騒音振動や粗暴事案、違法薬物の各種弊害は、風営法の規制目的には含まれておらず、個別法規で取り締まるべき。個別法規での対応と事業者による自主規制が必要。

カラオケや居酒屋と同じレベルの規制にした上で、騒音やい集の問題などについて規制を強化すべきだということであれば、それについては積極的に実効性のある法改正を図ればよいのではないか。

【NPO法人日本ダンスミュージック連盟】

日本のクラブシーン、クラブミュージックシーンは世界基準から大きく後れを取っている。東京オリンピック・パラリンピックに向けて、また、クールジャパンの推進に向けて、世界基準に追いついていくことが必要不可欠である。

この分野は、経済効果としても躍進を期待でき、直接的な売上げ、雇用だけでなく、ファッション、飲料、たばこ産業等の他業種にわたる関連売上げや、それぞれの企業の宣伝効果が期待される。

日本の企業力や発想力、アイデアによって、日本独自のクラブシーンやクラブミュージックシーンが形成され、それをアジア諸国へ展開して、食、酒、ファッション等様々なジャンルとの融合により、全世界に向けて日本の産業をアピールできるクールジャパン構想の重要なアイテムとなり得る。

【クリエイティブ・ミュージック & カルチャー・オープンネットワーク】

ダンス文化については、ファッション、飲食、アート、建築等様々な業界が関心を持っており、多様なアイデアがあるが、風俗営業の枠に取り込まれ、新規ビジネスに取り組んでいく試みが大きく阻害されている。営業場所や時間帯、営業内容等に応じ、実態に即した形の規制とすべき。

観光立国の面から、訪日外国人対応のため、ナイトライフの充実を図り、幅広い需要に対応できるまちづくりを行うべき。

クールジャパンの面から、ダンスミュージックをルーツに持つアーティストが注目を浴びており、海外で大きな市場を作り出そうとしている状況がある。また、義務教育でダンスを教えているにもかかわらず、ダンス規制やクラブ規制があるような状況は改善されるべき。

音量や照度を基準に、比較的高いリスクが高い業態から低い業態に分け、その業態によって規制を区別していくべき。また、参入規制を強めると脱法的な事業者が出ることから、具体的なトラブルがあったときに営業停止等の事後的な処分によることで、問題のあるところを正し、正さないところは撤退させる仕組みが必要。

【ラテンワークスコーポレーション株式会社】

サルサ等のペアダンスと飲食を伴う営業は、老若男女幅広く人気があり、客はダンスを目的に来店することから、酔客等のトラブルはなく、他の飲食店営業と比べても、近隣に迷惑をかけているという実態はない。

3号許可を取得したところ、未成年者は立入禁止であるため、家族連れの食事や子供連れの母親のレッスン、キッズレッスンができなくなった。また、現在の規制では、ペアダンス飲食店の許可取得は容易ではなく、要件上も不可能。事業者にとって過度な負担とならず、参入しやすい改正を期待する。

営業時間が緩和されても、立地規制が厳しくなると、当該地域の賃料が高騰し、貸事務所業を営む悪徳事業者が更に利益を得るようになる。これに反社会組織が入り込めば、街の再開発計画の妨害や、治安の悪化にもつながる。

改正に際しては、あいまいな文言を避け、明快にしてもらいたい。現行法は合法か違反かの判断がつきにくく、摘発のリスクが伴い、長期的な事業計画を立てることが困難。出資金も集まらず、大手優良企業は参入を見送り、リスクを冒しても利益を上げようという指向を持つ事業者だけが集まるようになる。また、取締りを受けるかもしれない職業ということで、優秀な人材確保にも影響している。

【森ビル株式会社（取締役常務執行役員河野雄一郎）】

ダンスを深夜でも楽しめる場所を作るということは、ビジネスチャンス、文化、産

業、雇用、消費の拡大が期待できる。東京オリンピック・パラリンピックに向けて、都市の魅力向上を図る重要なテーマ。

六本木ヒルズのように管理をしっかりすれば酔客等は入ってこない。性、薬物、暴力等の迷惑行為の原因がダンスというのは疑問で、営業側と客側のモラルの問題。しっかりしたルールのもとに、違反者には厳しい刑罰を処し、悪質な場合は一発免停として、覚悟を持って営業側も取り組むべき。

文化性は認めるけれども危惧があるからやらせないという考え方ではなく、文化性を発展させるために、どう安全に運営できるかという視点で改正すべき。迷惑行為に対する懸念に対しては、業界側・店舗側も地元と一体になった活動をしながらか理解を求めていくということが重要。

現行の保護対象施設からの距離規制は平面的であるが、複合の用途構成では横ではなく縦積の観点が必要。このような場合に距離をどう測るのかを、導線や騒音規制等と合わせてどう考えるかということが重要。まちづくりは変化しており、従来の法規制を、時に合わせて柔軟に変えられるようにすべき。

【株式会社河合楽器製作所】

過去、教育事業のカリキュラムの一環としてダンスを取り入れようとしたが、風俗営業ということで躊躇した経緯がある。ダンスがいかがわしいという前提に立った風営法があることで、現状では企業イメージに合わない。

学校でダンスが正課になっているなど、ダンス教室は需要の拡大が見込まれる分野であり、法改正がされた場合には事業として参入を計画したい。

若い人はダンスをごく自然なものとして捉え、ダンスは人間の本能、根源的な喜びの表現である。ダンス文化が普及している国々をみても、ダンスが青少年の健全な育成を阻害しているとは言えないのではないかと。

ダンスを健全なスポーツ文化として根付かせるためには、ダンスを自由に踊れる環境や場所がなくてはならない。4号の教室経営の部分だけではなく、習ったダンスをどこでも踊れるようにするために、18歳未満の立入禁止等の諸規制を撤廃することが必要。

地域住民（商店街振興組合等）

【六本木商店街振興組合】

六本木は健全なダンス文化の発信拠点になり、オリンピックによる外国人観光客をはじめ、来訪者が安心して楽しめることで、街の活性化につながると考えている。

風営法は時代背景と齟齬があり、ダンス規制は原則撤廃すべき。立地規制、営業時間規制についても、個別の街の実態や特徴に合った規制、ルールの運用余地を設けるべき。

六本木の街としての問題は、酔客の子供との交錯、路上での飲食や居座り、ゴミの散乱、騒音、客引き等があるが、騒音を除いてはクラブに限った問題ではなく、飲食店やバーの場合もあり得る。客引きに関してはクラブの問題ではないが、外国人によ

る客引きが悪質であり、何とか排除したい。

大型店の事業者は、風営法改正は自分たち問題だと考えており、地元とも連携が図られているものの、小型店はまだそこまでの意識を持っていない。ダンス提供事業の特有の問題である騒音の規制は強化してほしい。

【六本木町会】

クラブについては、薬物問題、女性への性暴力等が起こらないようにしてほしい。クラブ周辺では夜から朝まで大音量で音楽が流れており、騒音が一番の問題。地域住民からの苦情が非常に多い。

今の六本木の夜は、女性が怖くて歩けない状態であるので、せめて客引きだけでもなくしてもらいたい。

週末の明け方は、特にクラブから帰る客の大半が路上でたむろし、寝転んだり、酒を飲んだりして騒いでいる状態であり、客のマナーの悪さに困っている。

【大阪府中央区御津連合振興町会】

平成22年12月に大阪府警が一斉取締りを行うまで、クラブから多大な迷惑と被害を受けてきた。最盛期にはアメリカ村に30軒ほどあり、深夜から翌朝まで大音量と重低音が響いて寝られない日が続いた。何度もクラブにお願いしても、全く誠意のない対応の上、暴言を吐かれ、身の危険も感じた。警察官に同行してもらっても、すぐに同じ音量に戻るだけでなく、悪質な店舗は営業妨害だと噛みついてきた。

当時、クラブからクラブへ飲み歩くはしごが流行し、酔った若者が大声で騒ぎながら街中を渡り歩いていた。クラブに対処を頼んでも、外にいる人間は関係ないと突き放された。また、深夜には入場待ちの長い行列ができた。有名なDJの出待ちでは客が騒ぎ寝られない状況だった。

同時に、ナンパするために車を縦列で停めて、女の子が通るたびに大声で声を掛けたり、エンジンを空ぶかしする音も眠れない原因だった。最終的には睡眠薬を飲んで寝るといった日が5年ほど続いた。

クラブが早朝に閉店すると、400人から500人を超える酔客が小さな公園にたまり、空き缶や空きビンが公園中にまき散らし、池に小便をしたり、花壇を荒らした。自宅前でも嘔吐されたり、酔った若者同士のけんかや、タクシーのボンネットに飛び乗ったり、看板やプランター等を蹴る、自転車をなぎ倒す、落書きするという行為が続いた。平成22年1月には、クラブ客が暴行されて死亡する事件もあった。

危険ドラッグを扱う店も20軒ほどあったが、クラブが減ると、危険ドラッグの店も正比例して減った。結局、クラブの客を目当てに店があったのだと認識できる。危険ドラッグを吸引して、昼間に車道の真ん中で倒れてしまう人が何人もいた。アメリカ村は危険な怖い街という風評が立ち、買い物客も減り、修学旅行の客はほぼ皆無になった。

店内・店外を問わず、客のドラッグ使用は法的にクラブ経営者の責任を問えない。また、暴行や殺人、強姦が発生し、いろいろなものが壊され、街が汚れても何の責任も問えない。それを百も承知しているから、店外の出来事はクラブには関係ないと好

き放題ができる。こうした問題を抱えた地域のクラブにも、営業時間の緩和は本当に必要なのか。

風営法の規制は関係なく、クラブには騒音、けんか、薬物等が付きまとうので優良企業は参入しない。深夜から早朝まで長時間酒を飲んで踊る、この行為こそが迷惑行為の根源であり、ダンス文化や表現の自由とはかけ離れた迷惑行為がクラブには付きもの。ダンス文化とクラブとは全く別の問題である。

警察の取締りによって街に平穏がもたらされ、有名ブランドの出店も進むなど街はにぎわっている。風営法の緩和によって、警察が実効性のある規制や取締りができなくなり、再び街が暗黒時代に帰ることがないようにしてもらいたい。